

# 経営事項審査の審査基準が改正されます

平成30年4月1日から経営事項審査の審査基準が次のとおり変更となります。これに伴い、平成30年4月1日から平成30年7月29日の間に限り、経営事項審査の再審査を受けることができます。

## 1 W点のボトムの撤廃

社会保険等未加入業者への減点措置を厳格化することにより、より一層の社会保険等加入促進を図るとともに、法律違反に対する減点措置を厳格化し、不正が行われない環境を整備するため、W点のボトムが撤廃されます。これにより、W点の最低点は**-1, 995点**（改正前は0点）、総合評定値の最低点は**-18点**（改正前は281点）となります。

## 2 防災活動への貢献状況の加点幅の拡大（W3点）

建設業者の防災活動への貢献をより評価し、活動を後押しするため、防災活動への貢献状況の加点が**15点**から**20点**となります。

## 3 建設機械の保有状況の加点方法の見直し（W7点）

### （1）加点テーブルの変更

災害時に使用される代表的な建設機械を保有する企業を高く評価するため、次のとおり加点テーブルが変更となります。

#### 改正後

台数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
点数	<b>5</b>	<b>6</b>	<b>7</b>	<b>8</b>	<b>9</b>	<b>10</b>	<b>11</b>	<b>12</b>	<b>12</b>	<b>13</b>	<b>13</b>	<b>14</b>	<b>14</b>	<b>15</b>	15

#### （参考）改正前

台数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
点数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15

### （2）評価対象の拡大

経営事項審査において、これまで、主として建設業の用途に使用する大型自動車（以下「営業用ダンプ車」という。）は保有する建設機械として認められていませんでしたが、今回の改正により、営業用ダンプ車も建設機械として認められることとなりました。営業用ダンプ車については、別添「建設業の許可を受け、かつ、営業用の大型自動車をお持ちの事業者の皆様へ」を確認してください。

改正前の評価方法に基づいて経営事項審査を受けた方は、再審査を受けることができます。

申請方法等詳細については、別紙を確認してください。

※改正等の詳細については、別添「経営事項審査の改正について」を確認してください。

#### 【再審査の手続等に関する問い合わせ先】

青森県 県土整備部 監理課

建設業振興グループ

電話 017-734-9640（直通）

## 【経営事項審査制度の改正に伴う再審査の取扱いについて】

### 1 再審査を行う期間等

#### (1) 再審査の申立期間

平成30年4月1日から平成30年7月29日まで（120日以内）

※**監理課必着**

※再審査の申立ては、今回の改正に係るものに限りです。

#### (2) 再審査の対象

再審査の申立てをする日の1年7ヵ月前の日以降の審査基準日に係る直近の経営事項審査の結果について、再審査を申し立てることができます。

なお、再審査は改正に係る事項に限り行うため、今回、再審査の対象となるのは次の2項目です。

ア 防災活動の貢献状況

イ 建設機械の保有状況

なお、再審査を受けない場合においても、改正前の評価方法に基づく経営事項審査の結果通知は有効であり、旧基準による結果通知を受けた方についての新基準に基づく再審査の申立ては義務ではありません。

ただし、発注機関によっては、入札参加資格審査で新基準による経営事項審査の結果通知の提出が求められる場合がありますので、詳細は各発注機関（市町村等）にご確認ください。

※平成30・31年度青森県建設工事競争入札参加資格申請（定期受付）を行った方の資格の認定に当たっては、受付期限（平成30年3月9日）までに提出された「旧基準」の経営事項審査の結果を使用します。再審査を受けた場合でも、差替はできません。

なお、平成30年7月1日以降に受付を行う「随時の資格審査」、平成31年2月～3月に受付を行う「再度の資格審査」においては、新基準の結果の提出も可能とする予定です。

(3) 再審査の手数料

無料です。

2 再審査の方法

**郵送により、再審査の受付をします。**

再審査の申立てに当たっては、以下の書類を提出してください。

■提出書類

(1) 申請書・・・正本(県用) 1部、副本(申請者控) 1部

項目	補足説明
経営規模等評価申請書・ 総合評定値請求書(電算 用紙 20001 帳票)	「経営規模等評価申請書」及び「建設業法第27条の 26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をし ます。」を傍線で消す。
工事種類別完成工事高 (電算用紙 20002 帳票)	直近の経営事項審査申請書と同じ内容を記載する。
その他の審査項目(社会 性等) (電算用紙 20004 帳票)	変更部分以外は直近の経営事項審査申請書と同じ内 容を記載する。

(2) 「直近の経営事項審査結果通知書」(旧結果通知書)の写し・・・1部

(3) (2)を申請時の「経営事項審査申請書」(副本)の写し・・・1部

※副本は全ページの写しを添付してください。

(4) 確認資料

A 防災活動への貢献状況

自動的に新制度による評価方法で計算されるため、**確認資料は不要です。**

B 建設機械の保有状況

①建設機械の所有及びリースの台数の確認に必要な書類

ア 売買契約書又はリース契約書(リース契約は審査基準日から1年7ヶ月  
以上の契約期間であること。)の写し

イ 大型自動車(営業用ダンプ車)の自動車検査証の写し・・・1部

※建設機械の保有状況(所有及びリースの台数)に変更がない場合、**確認資料は不要です。**この場合、保有状況に応じて、新制度による評価方法で点数を計算します。

※再審査に当たって追加することのできる建設機械は、審査基準日時点で所有又はリースを行っており、自動車検査証が有効な「**営業用ダンプ車**」に限ります。

※自動車検査証の備考欄で、表示番号の後に(建)と記載されていること(手書きで(建)と記載されている場合は、これに加えて、運輸支局等名の小印が押印されていること)が必要です。

【例】青森 営 1 2 3 4 (建) (印)

(建)の記載(手書きの場合は、これに加えて運輸支局等名の小印の押印)がない場合は、保有台数として認められません。

なお、自動車検査証に(建)が記載されるためには、運輸支局等への申請・届出が必要です。申請・届出につきましては、所轄の運輸支局等へお問い合わせください。

## ②建設機械保有状況表

今回追加申請する営業用ダンプ車について作成してください。

### (5) 返信用封筒(角形2号 140円分切手貼付※)

申請書副本と結果通知書の発送用の封筒を必ず同封してください。

確認書類については、返却しませんので、全て写しを送付してください。

※1部返送の場合。2部以上副本の返送が必要な場合は、必要部数に応じて、郵便料金をお確かめの上、切手を貼り付けてください。

### (6) その他

行政書士が代理申請する場合は、委任状が必要となります。また、次の(3)の①の「項番08から14まで」の内容に変更があった場合は、当該変更に係る変更届の写しを1部添付してください。

## 3 再審査申請書の記載方法

通常の申請書と異なる点は以下のとおりです。

### (1) 申請書1枚目

#### ○表題部

<p style="text-align: center;"><del>経営規模等評価申請書</del> 経営規模等評価再審査申立書 総合評定値請求書</p>
---

※「経営規模等評価申請書」を二重線で消してください。

○申立の文言

~~建設業法第 27 条の 26 第 2 項の規定により、経営規模等評価の申請をします。~~  
建設業法第 27 条の 28 の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。  
建設業法第 27 条の 29 第 1 項の規定により、総合評定値の請求をします。

※「建設業法第 27 条の 26 第 2 項の規定により、経営規模等評価の申請をします。」の文言を二重線で消してください。

○項番 0 5 申請の区分・・・「4」を記入してください。

○項番 0 8 から 1 4 まで

再審査申請の時点で商号又は名称、代表者名又は個人の氏名、主たる営業所の所在地等が変更となっている場合には、新しい内容で記載してください。

※項番 0 4（審査基準日）、項番 1 5（許可を受けている建設業）及び項番 1 6（経営規模等評価等対象業種）については、前回申請と同様の内容を記入してください。

(2) 申請書 2 枚目

再審査を求める事項等

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次表の必要事項を記載のこと

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 号	平成〇〇年〇〇月〇〇日
再審査を求める事項	再審査を求める理由
平成 3 0 年 4 月 1 日施行の改正に係る事項	制度改正のため

※ 1 「審査結果の通知番号」の欄には、記載不要です。

※ 2 「審査結果の通知の年月日」の欄には、旧結果通知書の通知年月日を記載してください。

※ 3 上記以外の部分は、前回と同様の内容を記入して下さい。

(3) 工事種類別完成工事高（電算用紙 20002 帳票）

前回の申請と同様の内容を記入してください。

(4) その他の審査項目（社会性等）（電算用紙 20004 帳票）

建設機械の保有数に変更がない場合は、前回の申請と同様の内容を記入してください。

審査対象となる営業用ダンプ車を追加する場合は、「建設機械の保有状況」の項目については、前回申請した数に、今回追加する営業用ダンプ車を足した数と

してください。